

日 時：平成24年9月5日（水）

9：50～10：20

会 場：庁 議 室

[審議事項]

**住民情報システムの更新における基本方針について**

現在の住民情報システムは、平成12年度より稼働しているものであり、長年にわたりシステム改修を繰り返してきた結果、システムの構造が複雑になり、業務システムを制度改正等で改修が必要になった場合に、著作権等の問題から特定業者のみの対応とならざるを得ず、運用コストの増加やシステムの複雑化を招く原因となっていた。

これらの問題を解決するために、業務システム間で共通的に使用する機能やシステム間の情報連携を一元管理するシステムを構築するための具体的な考え方を示すもの。

1 基本的な考え方

- (1) 現状に捉われず業務プロセスを見直す  
現状に捉われず業務プロセスを標準化し、カスタマイズを最小限にしたシステムを導入します。
- (2) 低コストな運用環境・体制を実現する  
カスタマイズを抑えることで、業務の標準化を図り、コストと導入期間を低減します。
- (3) 柔軟性・拡張性にすぐれたシステムを構築する  
制度改正や市民ニーズなどに対して、迅速かつ効率的なシステムを構築します。
- (4) 安全・安心なシステムを構築する  
災害時や障害発生時等において、サービス提供や業務遂行を中断させない、業務継続性の高いシステムを導入します。  
将来的には、自治体クラウドシステムに移行することにより、より安全なシステム構築が図られます。

2 システム更新方法

新システムは、仮想化（ハード面）システム、共通基盤システム（地域情報プラットフォーム）、業務ユニット（住基系システム、税系システム）の4つに区分し導入する。

3 システムの概要

システム名	機 能（ 内 容 ）
仮想化システム	各システムのサーバとパソコンを仮想化技術で統合
共通基盤システム	各システム間でのデータ連携するためのルール
住基系システム	住民記録・印鑑・選挙・就学
税系システム	個人住民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険・収納管理・住登外管理・下水道受益者負担金

#### 4 システム更新スケジュール

更新期間は、カスタマイズを抑えることで業務の標準化を図り、短期間で導入することとします。

現行システムの運用保守終了になること、また、平成27年1月からマイナンバー制運用開始となることからシステム更新完了を平成26年12月とし、着手は平成25年2月までに着手する必要があります。

平成25年5月	「仮想化システム」稼働開始
平成26年4月	「共通基盤システム」稼働開始
平成26年6月	マイナンバー制度の番号採番開始
平成27年1月	「住基系システム」、「税系システム」稼働開始 マイナンバー制度一部業務利用開始

以 上